

# 一般競争入札の実施について

次のとおり一般競争入札を行いますので、ご参加いただきたくお知らせします。

令和7年2月14日

障害者支援センター御所野  
所長 小田嶋 郁 夫

## 1. 競争に付する事項

### (1) 件名

事業系家庭ごみ、給食残飯及び資源化物定期収集処理業務

### (2) 業務内容

仕様書のとおり

### (3) 契約期間

令和7年4月1日～令和10年3月31日まで（3年）

### (4) 履行場所

秋田市御所野下堤五丁目1番4号  
障害者支援センター御所野

## 2. 競争に参加する者の必要資格に関する事項

- (1) 入札日現在で国若しくは地方公共団体からの入札参加停止の措置期間中でない者。
- (2) 入札日現在で法人税、事業税、消費税及び地方税を滞納していないこと。
- (3) 秋田市内に本社、支店又は営業所等を有し、迅速な対応が可能であること。
- (4) 入札日現在で会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをした者でないこと。

## 3. 競争入札執行の場所及び日時

### (1) 入札場所

障害者支援センター御所野 地域交流室

※入札参加者以外は入札会場への入室はできません。

### (2) 入札日時

令和7年2月26日（水）午後2時00分

#### 4. 入札参加申込

##### (1) 入札参加申込書

別紙「入札参加申込書」を令和7年2月25日（火）午後5時00分までにメールまたはFAX送信すること。

なお、FAX送信の場合は送信後電話にて確認を行うこと。

##### (2) 入札参加申込書の受付期間

令和7年2月14日（金）～令和7年2月25日（火）午後5時00分

##### (3) 提出書類

入札参加申込書

#### 5. 入札に関する事項

##### (1) 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

##### (2) 入札保証金及び契約保証金

###### ア) 入札保証金

入札に係る保証金の額は、入札参加者が見積もる入札金額の100分の5とする。  
ただし、次に掲げる場合は、入札保証金を免除する。

- ① 秋田県若しくは秋田県内市町村の同種の入札参加資格名簿に登録されている場合。
- ② 過去において同種の契約を秋田県社会福祉事業団の属する施設と契約を締結し、履行した実績を有する場合。
- ③ 入札に参加する者が、その契約を締結しないこととなる恐れがないと契約担当者が認めた場合。

###### イ) 契約保証金

- ① 契約に係る保証金の額は、契約金額の100分の10とする。ただし、入札保証金を免除されている場合には、契約保証金を免除する。
- ② 契約保証金は、契約を締結した者が契約を履行したとき、又は契約者の責めに帰することのできない事由により契約の解除をしたときは、ただちに還付するものとする。
- ③ 契約保証金の還付は、契約担当者として契約を締結した者の協議により、契約金額に充当することができる。

##### (3) 入札書記載金額

消費税を差し引いた額を記載すること。

##### (4) 入札執行回数

ア) 入札は3回までとし、3回目も不落になった場合は、3回目の入札金額の低い順に随意契約の協議を行うものとする。

イ) 落札者となるべき入札者が2人以上いる場合は、抽選によって落札者を決定します。

(5) 入札の取りやめ等

入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められる場合は、当該入札参加者又はその代理人を入札会場から退去させ、入札を取りやめることがある。

(6) 入札書の無効

ア) 入札参加資格がない者及び入札者に求められる義務を履行しなかった者が入札した場合。

イ) 記名押印がない場合。

ウ) 入札金額を訂正している場合。

6. 入札の辞退

ア) 入札に参加した上で入札の辞退をする場合は、入札書の金額欄に「入札辞退」と記載して提出してください。

イ) 入札開始時刻を過ぎても着席されていない場合は、入札辞退とみなします。

7. 持参する物

ア) 委任される方は委任状

イ) 入札書 3枚 (予備3枚)

ウ) 封筒 3枚 (予備3枚)

エ) 印鑑、ボールペン、のり

8. その他

(1) 本入札について質問等がある場合には、令和7年2月21日(金)午後0時00分までの間に書面(様式任意。FAX、メール提出可)により、下記問合せ先まで申し出ることができる。

(2) 申込書等の作成に係る費用は、申込者の負担とします。

(3) 提出された申込書等は返却しません。

(4) その他不明な点は、下記まで問合せのこと。

障害者支援センター御所野 管理課 伊藤

・電話番号 018-838-5607

・FAX 018-838-5608

・メールアドレス center@fukinoto.or.jp

# 入札参加申込書

令和 年 月 日

障害者支援センター御所野  
所長 小田嶋 郁 夫 様

住 所

事業所名

代表者名

印

電話番号

障害者支援センター御所野の事業系家庭ごみ、給食残飯及び資源化物定期収集処理業務契約に係る一般競争入札に参加いたします。併せて、入札案内に定める競争入札に参加する者の必要資格に関する条件を満たすことを誓約します。

申込締切日 令和7年2月25日(火) 午後5時00分まで

※FAX可、ただし、FAX送信の場合は電話にて確認すること。

## 【問い合わせ先】

秋田県秋田市御所野下堤五丁目1番地4

障害者支援センター御所野 管理課 伊藤

電話：018-838-5607 FAX：018-838-5608

(様式第26号)

(再・再々)

# 入札書

令和 年 月 日

障害者支援センター御所野  
所長 小田嶋 郁 夫 様

| 代表者が入札する場合 | 代理人が入札する場合 |
|------------|------------|
| 住 所        | 商号又は名称     |
| 商号又は名称     | 代理人住所      |
| 代表者名 ㊞     | 代理人氏名 ㊞    |

次のとおり入札します。

| 入札に付する事項                   | 事業系家庭ごみ、給食残飯及び資源化物定期収集処理業務委託契約 |    |    |              |    |
|----------------------------|--------------------------------|----|----|--------------|----|
| 入札金額                       |                                |    |    |              |    |
| 物品名                        | 規格・品質                          | 数量 | 単位 | 金額<br>(消費税抜) | 備考 |
| 事業系家庭ごみ、給食残飯及び資源化物定期収集処理業務 | 令和7年4月1日～<br>令和10年3月31日        | 1  | 式  | 円            |    |

(注意)

1. 入札金額は、アラビア数字で記載すること。

(様式第 27号)

# 委任状

令和 年 月 日

契約担当者 障害者支援センター御所野  
所長 小田嶋 郁夫 様

(住所)

私は (受任者住所氏名) 氏名

|       |  |
|-------|--|
| 使用する印 |  |
|-------|--|

を代理人と定め、(入札に付する事項) 事業系家庭ごみ、給食残飯及び資源化物定期収集

処理業務の入札に関する一切の権限を委任します。

住 所

商号又は名称

氏 名

印

# 事業系家庭ごみ、給食残飯及び資源化物定期収集処理業務仕様書

本仕様書は、障害者支援センター御所野で委託する、事業系家庭ごみ、給食残飯及び資源化物定期収集処理業務に関する仕様の概要を示す。

## 1. 契約期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

## 2. 委託内容

- ア) 事業系家庭ごみ及び給食残飯定期収集処理
- イ) 資源化物定期収集処理

## 3. 業務回数等

ア) 事業系家庭ごみ及び給食残飯定期収集処理

- ・回収日 毎週月・木曜日
- ・数量 36,000kg (年間見込み)

イ) 資源化物定期収集処理

- ・回収日 古紙～毎週金曜日
- 瓶・缶・ペットボトル～毎週水曜日
- ・数量 2,400kg (年間見込み)

## 4. 回収場所

秋田市御所野下堤五丁目1番4号  
障害者支援センター御所野敷地内 ゴミ置き場

## 5. 機密の保持

受託者は、業務上知り得た機密を他にもらさないものとする。

## 6. 留意事項

受託者は、収集作業等により障害者支援センター御所野付属物を破損した場合は速やかに報告し復元すること。

## 7. 一般摘要事項

### ア) 再委託の禁止

受託者は、この業務の履行につき全部、又は一部を他のものに再委託させてはならない。

### イ) 権利義務の譲渡禁止

受託者は、この業務によって生じる権利、又は、義務を第三者に譲渡、又は継承させてはならない。

### ウ) 関係法令の遵守

受託者は、業務の実施に当たり、関係法令、規則、条例等を遵守しなければならない。

### エ) 解除権

委託者は、受託者が仕様に違反して、又は著しく作業に不誠実で業務を履行する事が不可能であると認められたときは、業務委託を解除することができる。

## 8. その他

この仕様書に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときには、委託者と受託者で協議して定めるものとする。